

分区の所場設置の器知感

| 所(ロ)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ホ第 | 所(ト)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ニ第 | 所(ハ)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ニ第 | 所(ニ)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ニ第 | 所(ヘ)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ニ第 | 所(ロ)四第 に項二 掲第十三 げ一三 る号条 場ニ第 | 感 知 器 の 種 別 |
|--|--|--|--|--|--|----------------------------|
| | | ○ | | | | 二一ポ差 種種ツ動 又ト式 は型ス |
| ○ | ○ | ○ | | | ○ | 又布差 は型動 二一 種種分 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | は特定 一 種温 種又式 |
| | | ○ | | | | 二一ポ補 種種ツ償 又ト式 は型ス |

一 ○印は、感知器の設置場所の区分の項に掲げる場所に、当該各欄に掲げる感知器の種別がそれぞれ適応するものであることを示す。

二 第二十三条第四項第一号ニ(ロ)に掲げる場所に設ける定温式感知器は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型のものとする。

三 第二十三条第四項第一号ニ(ロ)、(ハ)、(ヘ)及び(ト)に掲げる場所又は同号ホ(ロ)に掲げる場所に設ける定温式感知器は、公称作動温度七十五度以下のものとする。

四 第二十三条第四項第一号ニ(ト)に掲げる場所又は同号ホ(ロ)に掲げる場所に設ける定温式感知器は、防水型のものとする。

五 第二十三条第四項第一号ホ(ロ)に掲げる場所に設ける差動式分布型感知器は、二種のものに限る。